

グレゴリー事案当時の米国税制

1 Economic Substance Doctrine の法定化

Economic Substance Doctrine (以下「ESD」という。)については、経済実質原則あるいは経済実体要件等の訳語が使用されているが、この原則は、米国司法において、租税回避を否認する原則として発展してきたものである。この原則を法律として規定しようとする法定化の動きは、2001年に提案された Abusive Tax Shelter Shutdown Act of 2001の第101条に ESD が規定されたが法定化に至らず、その後も何度となく法案に ESD が規定されたのであるが、法律として成立しなかったという経緯がある。

2010年になり、Health Care and Education Reconciliation Act of 2010 (H.R. 4872) が 2010年 3 月30日に成立し、同法第1409条 (Codification of economic substance doctrine and penalties) により内国歳入法典第7701条(o)が新たに規定され、ESD が法定化されたのである。当該条文における ESD に適用については、当該取引が経済的実質あるいは事業目的を欠く場合、税法上の特典を受けることができないことになるというものであり、これに関連して加算税が課されることになったのである。したがって、内国歳入法典第7701条(o)の創設は、約10年の間にわたる法定化の動きがあったからであり、その規定の内容の原型は、10年前の法律案であって、この間に同様の条文が繰り返されたといってもよいであろう。

この ESD の法定化については、どのような意義あるいは影響があるのかについて、各種の論評が行われているが、これらについては、稿

を改めることとして、本稿では、ESD に大きな影響を及ぼしたグレゴリー事案を取り上げて、当該事案が生じた当時の米国税制について触れることとする。

2 グレゴリー事案の概要と判決

グレゴリー事案の概要については、財經詳報社刊行の『海外重要租税判例』(川田剛他編著) 104—107頁に詳しく解説されている。ESD に関連する判決としては、1918年判決の Southern Pacific Company v. Lowe, 247 U.S. 330 (1918) が ESD に関連した初期の判決といわれており、Substance over Form の判例で納税者側が勝訴している。その後、1921年に同様の判決として United States v. Phellis, 257 U.S. 156 (1921) がある。

グレゴリー事案の判決は、1934年の高裁判決 (Helvering v. Gregory, 69 F2d 809 (1934)) 及び1935年の最高裁判決 (Gregory v. Helvering, 293 U.S. 465 (1935)) において、納税義務者であるグレゴリー夫人の行った取引が、事業目的等もなく、見せかけの取引であるという裁判所の判断が下されていずれも国側が勝訴している。今後は、ESD の要件である事業目的の有無に関して、グレゴリー事案の判決が引用される可能性は高いといえよう。

本事案は、グレゴリー夫人の100%所有する法人 (A 法人) が他の法人 (C 法人) を所有していたが、C 法人株式会社には多額の含み益があった。そこで、C 法人株式の譲渡による A 法人の法人課税と、当該キャピタルゲインを原資とした配当による個人の配当課税を回避するために、組織再編税制による非課税 (A 法人による C 法

Topics of International Taxation

人株式の現物出資によりB法人を設立してこのB法人を解散することでC法人株式をグレゴリー夫人に交付する)を利用して、最終的には、グレゴリー夫人がC法人株式を譲渡することで個人のキャピタルゲイン課税を受けることになったのである。その結果、上記の判決に至ったということである。

3 グレゴリー事案当時の米国税制

グレゴリー事案の判決は1930年代であるが、この一連の取引が行われたのは、1928年であることから、1928年歳入法の適用ということになる。

1928年の税収比としては、個人所得税が約9億ドル、法人税が約13億ドルであり、現在の米国の税収では、個人所得税が46% (社会保障税を除くと69%)、法人税が14% (社会保障税を除くと22%)、社会保障税が34%となっており、当時は法人税収が大きいことが分かる。

個人所得税の税率は最高が5%であるが、付加税が1~20%加わることになっていた。また、法人税は税率12%であるが、個人の付加税を回避するために法人に所得を留保すると税率50%で付加税の課税があった。

個人のキャピタルゲイン課税は各種の優遇措置を講じている。1921年歳入法第206条は、キャピタルゲインの課税についての特例措置を初めて規定している。同条(a)(6)では、キャピタルゲイン発生の原因となる資本資産 (capital asset) について、納税義務者が2年を超えて保有する財産を適用対象として、私的使用のための財産又は棚卸資産は除かれている。1921年歳入法の規定 (第206条(b)) は、納税義務者から法人を除くとなっていることから、個人に対する適用である。

キャピタルゲインに対する税額計算(同条(c))は、キャピタルゲインを除く所得である通常所得 (ordinary income) の税額計算とは別に、キャピタルゲイン純所得に対して12.5%の税率

により税額を計算する。ただし、税額総額が純所得総額の12.5%未満でないことを条件として、納税義務者は税額計算を選択することになる。

これに続いて、1924年歳入法では、純キャピタル損失 (capital net loss) を定義して、キャピタルゲインの総額をキャピタルロスと控除額の合計を超える金額と定義し、個人について純キャピタル損失の他の所得との通算による税額減少について制限を加えたのである (同法第208条(c))。すなわち、個人の所得税額から純キャピタル損失の金額の12.5%相当額を控除することが限度となるということである。

以上の当時の税制を参考にして、再度、グレゴリー事案に戻ると、グレゴリー夫人の100%所有するA法人がその所有するC法人の株式を譲渡して多額の所得を得た場合、法人税12%が課されるが、その所得を原資として配当すれば、株主であるグレゴリー夫人に多額の配当所得が生じて、付加税を含む個人所得税の課税が行われる。

また、A法人がその所得を配当しないで内部留保すると、留保金に係る付加税が追加されることから、配当するにせよ、内部留保するにせよ、多額の課税があることには変わりはないことになる。

したがって、株式のキャピタルゲインを優遇措置のある個人所得とするプランニングは、当時の税制を背景にすると、この計画の是非は別にして、想定可能なものといえるのである。

いずれにせよ、グレゴリー事案に係る判決は、高裁及び最高裁の判決が租税回避との関わりで引用されるものであり、本事案の判決は、1920年に実現概念を用いて、株式配当を課税なしとしたマコンバー判決 (Eisner v. Macomber, 252 U.S. 189 (1920)) と並んで、古典的な米国における著名な判決といえよう。

中央大学商学部教授

矢内 一好